

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 十 一 月 二 十 六 日

目 次

監査委員告示

○定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年十月（一部、九月を含む。）に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十六日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指導あり	指導あり	指導事項	指導事項	検討事項	
知事直轄	—	—	—	—	—	—
総務部	3	1	2	1	1	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	1	0	0	0	0	0
環境生活部	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	3	0	3	0	3	0
商工労働部	1	0	1	0	1	0
農政部	8	5	6	13	6	7
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	6	4	2	10	8	2
都市建設部	2	0	0	0	0	0
県事務所	2	2	1	3	2	1
教育委員会	32	7	14	24	8	16
警察本部	14	6	1	9	8	1
その他	3	0	0	0	0	0
合計	75	25	29	65	33	32

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指導あり」、「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
- 「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、45機関において、33件の指導事項及び32件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県税事務所	平成27年10月22日	東濃県税事務所	平成27年10月9日
飛騨県税事務所	平成27年10月28日		

【監査の結果】

次のとおり指導又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
東濃県税事務所	指導事項	県税収入に係る債権管理事務において、既に消滅していた財産を、未だ存在するものと誤認して差押手続を執行了したことにより、滞納していた県税に対する時効中断

飛騨県税事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として107,730円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
---------	------	--

2 危機管理部（1機関）

実施機関名	実施年月日
消防学校	平成27年10月26日

【監査の結果】
特に指導及び指導する事項はなかった。

3 健康福祉部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
衛生専門学校	平成27年10月20日	下呂看護専門学校	平成27年10月15日
動物愛護センター	平成27年10月16日		

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
衛生専門学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
下呂看護専門学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
動物愛護センター	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

4 商工労働部（1機関）

実施機関名	実施年月日
旅券センター	平成27年10月26日

【監査の結果】 次のとおり指導する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
旅券センター	指導事項	USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。

5 農政部（8機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
可茂農林事務所	平成27年10月29日	下呂農林事務所	平成27年10月15日
飛騨農林事務所	平成27年10月28日	中山間農業研究所	平成27年10月26日
中央家畜保健衛生所	平成27年10月26日	中濃家畜保健衛生所	平成27年10月26日
東濃家畜保健衛生所	平成27年10月26日	飛騨家畜保健衛生所	平成27年10月26日

【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
下呂農林事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料60,480円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨農林事務所	指導事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料463,776円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。
中山間農業研究所	指導事項	受託研究事業の支出事務において、受託契約の締結前に物品の調達契約を行っていた事業費1,560円について受託事業として認められなかったため、同額を果費で負担していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	生産物の管理事務において、次の不適正な事項が認められた。 1 生産物受払野帳の記載について、収穫後直ちに記載せず供用時に一括して記載していたものと及び生産数量

中央家畜保健衛生所	指導事項	を正確に数えずに概算で記載していたものがあった。 2 生産物処分調書の作成について、処分の都度作成すべきところ、3か月分をまとめて作成していたものがあった。 3 生産物廃棄・供用確認簿の記載について、廃棄理由を正確に記載していないものがあった。また、廃棄数量と供用数量を区分して記載していないものがあった。 4 生産物収入が見込める可能性があったにもかかわらず、処分方法を十分検討することなく廃棄されているものがあった。 今後は生産物の管理を徹底し、その処分に当たっては売払いによる収入の可能性を十分検討するとともに、所属として適正な状況把握と職員への適切な指導も含め管理体制の徹底に努められたい。
	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、事前決裁書で予定価格を定めなければならないが、事前決裁書を作成しておらず、予定価格を定めなまま売却していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。
中濃家畜保健衛生所	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
東濃家畜保健衛生所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として177,757円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
飛騨家畜保健衛生所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として197,705円の費用負担が発生し、また、修繕料60,000円

	が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。
指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理されたい。

6 県土整備部（6機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
可茂土木事務所	平成27年10月21日	多治見土木事務所	平成27年9月16日
下呂土木事務所	平成27年10月16日	高山土木事務所	平成27年10月27日
東海環状自動車道事務所	平成27年10月26日	宮川上流河川開発工事事務所	平成27年10月27日

【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。			
機 関 名	区 分	内 容	
可茂土木事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、原因者負担金として18,017円の費用負担が発生し、また、修繕料724,093円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。	
	指導事項	道路管理上の6件の事故について、損害賠償金として666,210円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	
	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」によりＵＳＢメモリの貸与を受けた職員が、更に他の職員に貸与していた。 2 転貸を受けた職員は「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく庁舎外へ持ち出してしまった。	
多治見土木事務所	指導事項	平成26年度の委託料等の支出事務において、次の不適正な事項が認められた。 1 登記事務の受託者から請求書及び完了報告書の提出を受けていないにもかかわらず、職員が請求書を偽造し、請求があったかのように見せかけて委託料を支出しようとした（2件計1,920,711円）。 2 登記事務の受託者から提出された委託料の請求書の金額等を改ざんし、請求とは異なる金額の委託料を支出しようとした（1件113,702円）。 3 登記事務の受託者から委託料に関する完了報告書の提出を受けていないにもかかわらず、職員が完了報告	

	書を偽造した（1件40,835円）。 4 職員が、市への委託料の支出に関する支出負担行為の決裁欄を偽造し、上司の決裁を受けたかのようにして事務処理を行おうとした（1件680,613円）。 5 職員が、公有財産購入費の支出に関する事前決裁書の決裁欄を偽造し、上司の決裁を受けたかのようにして事務処理を行おうとした（2件計559,061円）。 上記の不適正な事項を踏まえ、事務の執行体制について確認したところ、次の不適正な事項が認められた。 6 上記2の事案について、当初の請求書の金額及び日付等が改ざんされていたため、県は受託者から改めて請求書の提出を受けて委託料を支払っていたが、当初の請求により遅延利息が発生するかなどについて確認していなかった。さらに、改めて請求書の提出を受ける際に、請求日を空欄で提出させ、当初の請求日とは異なる日付を県が記入していた。 7 登記事務の委託にあたっては、事前に所属の承認を受けたうえで、登記委託事務依頼書を受託者に提出して発注を行うこととなっているが、発注してから遡って所属の承認を受けていたものがあった。 これらの事態が生じていたのは、担当職員の会計事務に対する認識の欠如があったことに加え、所属において各職員が行う事務処理に対するけん制機能が十分働いていなかったことに原因があると考えられる。今後は、内部けん制体制の強化を図るなど所属の組織管理を徹底するとともに、職員に岐阜県会計規則等関係法令を遵守させるよう指導されたい。また、個々の問題点を明らかにしたうえで再発防止策を講じられたい。
指導事項	街路事業の用地買収事務を確認したところ、土地の引渡しを受けた後に契約書を作成していたものがあった。 この事案は、国庫補助事業での執行を予定していた別件土地の買収が困難となったことに伴い、財源の有効活用を図る観点から、当初、県単独事業での執行を予定していた本件土地の買収を、国庫補助事業での執行に振り替えたものであった。上記の不適切な契約書を作成することとなった原因は、別件土地の買収事務の進捗管理を怠ったことにより、年度末になって買収が困難であることが判明したことにあると認められた。 よって今後は、組織的な事業の進捗管理を徹底し、適正かつ効率的な予算の執行に努められたい。
指導事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として966,823円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
指導事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として194,154円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「ＵＳＢメモリ及び

下呂土木事務所

高山土木事務所	指摘事項	その他の外部記録媒体の貸与記録簿」によりUSBメモリの貸与を受けている職員が、更に他の職員に貸与していたので、今後は適正に処理されたい。なお、このような事態が生じていたのは、同記録簿の利用目的欄に「多目的業務用（貸出用）」と記載し、利用内容が不明確であるにもかかわらず、所属長の許可を得ていたことに原因があると考えられるので、所属の情報管理について、より一層徹底されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料36,374円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として542,438円の費用負担が発生していたので、道路、バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

7 都市建築部（2機関）		
実施機関名	実施年月日	実施年月日
中濃建築事務所	平成27年10月21日	飛騨建築事務所 平成27年10月27日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 県事務所（2機関）		
実施機関名	実施年月日	実施年月日
可茂県事務所	平成27年10月21日	飛騨県事務所 平成27年10月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
可茂県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料114,013円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨県事務所	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として143,085円の費用負担が発生し、また、修繕料481,777円（うち相手方負担分345,807円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

9 教育委員会（32機関）		
実施機関名	実施年月日	実施年月日

岐阜教育事務所	平成27年10月20日	西濃教育事務所	平成27年10月20日
美濃教育事務所	平成27年10月20日	可茂教育事務所	平成27年10月20日
東濃教育事務所	平成27年10月20日	飛騨教育事務所	平成27年10月20日
岐阜城北高等学校	平成27年10月26日	掛斐高等学校	平成27年10月26日
大垣北高等学校	平成27年10月26日	大垣南高等学校	平成27年10月26日
大垣東高等学校	平成27年10月26日	大垣西高等学校	平成27年10月26日
大垣工業高等学校	平成27年10月26日	海津明誠高等学校	平成27年10月26日
郡上北高等学校	平成27年10月26日	武義高等学校	平成27年10月26日
関高等学校	平成27年10月26日	加茂高等学校	平成27年10月26日
八百津高等学校	平成27年10月26日	東濃高等学校	平成27年10月9日
可児高等学校	平成27年10月9日	多治見北高等学校	平成27年10月26日
恵那南高等学校	平成27年10月26日	中津高等学校	平成27年10月26日
坂下高等学校	平成27年10月26日	斐太高等学校	平成27年10月26日
飛騨神岡高等学校	平成27年10月26日	東濃フロンティア高等学校	平成27年10月26日
関特別支援学校	平成27年10月22日	中濃特別支援学校	平成27年10月22日
可茂特別支援学校	平成27年10月22日	下呂特別支援学校	平成27年10月26日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
可茂教育事務所	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
飛騨教育事務所	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可

		を得ることなく、職員がＵＳＢメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜城北高等学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
大垣南高等学校	指導事項	県が特別徴収を行った県立学校業務専門職の個人住民税の市に対する支出事務において、1件6,000円の支払が25日遅延するとともに、督促手数料100円が県費で支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
大垣東高等学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
大垣西高等学校	指導事項	現金収入事務において、不用古紙の売払代金を現金で受領する際、交付すべき現金（証券）領収証書を交付していなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
大垣工業高等学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 平成26年10月1日以降、利用を原則禁止されている暗号化機能のないＵＳＢメモリを平成27年1月に購入し、利用していた。 2 ＵＳＢメモリを調達した際に、ＵＳＢメモリ管理台帳（以下「台帳」という。）に記載することとなっていたが、所有している全てのＵＳＢメモリを平成27年2月27日になってから台帳に一括して記載していた。 また、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」（以下「貸与記録簿」という。）及び「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」（以下「許可記録簿」という。）を平成27年1月以降に作成しており、所属として管理すべきＵＳＢメモリの保有状況や利用状況について十分に把握していなかった。 3 職員がＵＳＢメモリを利用する場合は、貸与記録簿に記載し、所属長等の許可を受けなければならないが、それがなされしていないものがあつた。 4 職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、許可記録簿に記載して所属長の許可を受けなければならないが、許可記録簿に記載がなかった、又は記載していたが所属長以外の者が許可をしていた。
海津明誠高等学校	指導事項	ＬＰガスの単価契約事務において、予定単価が160万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査及び競争入札を行うことなく、見積合わせによる随意契約を

		行っていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、フリックなど9件（取得価格計1,786,000円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
郡上北高等学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。 2 「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。
関高等学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 職員がＵＳＢメモリを利用しようとする場合は、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、所属長等の許可を受けなければならないが、それがなされていなかった。 2 職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を受けなければならないが、所属長以外の者が許可をしていた。
可児高等学校	指導事項	行政財産の目的外使用にかかると使用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置することと、今後は適正に処理されたい。 1 市町村職員統一採用試験の会場等として使用を許可したのについて、会議室を使用させていたが、使用料を算定する際に、使用面積を含めていないものがあつたため、使用料が518円過小となっていた。 2 上記事案について、誤って土地使用料を二重に算定していたため、使用料が1,776円過大となっていた。
中津高等学校	指導事項	公務中に駐車車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金70,148円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
坂下高等学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリを庁

妻太高等学校	指摘事項	舍外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。 高等学校授業料の収入事務において、就学支援金が認定された生徒から誤って徴収した授業料の還付手続（1件 9,900 円）が約 5 か月遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
飛騨神岡高等学校	指摘事項	公務中に駐車車両を損傷させた 1 件の毀損事故について、損害賠償金 84,808 円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。
東濃フロンティア高等学校	指導事項	岐阜県高等学校校定時制・通信教育振興奨励費補助金の支出事務において、交付決定時に支出負担行為の整理が行われていなかったもので、今後は適正に処理されたい。
関特別支援学校	指導事項	生産物の管理事務において、担当者は生産物を取付した場合、その都度、作業製品目別野帳に記載することとなっているが、それをまとめて記載していたものであったので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。
中濃特別支援学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
下呂特別支援学校	指導事項	ＵＳＢメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がＵＳＢメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

10 警察本部（14 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
各務原警察署	平成 27 年 10 月 22 日	海津警察署	平成 27 年 10 月 26 日
養老警察署	平成 27 年 10 月 26 日	大垣警察署	平成 27 年 10 月 26 日
揖斐警察署	平成 27 年 10 月 26 日	郡上警察署	平成 27 年 10 月 26 日
関警察署	平成 27 年 10 月 26 日	加茂警察署	平成 27 年 10 月 29 日
可児警察署	平成 27 年 10 月 26 日	多治見警察署	平成 27 年 10 月 26 日
恵那警察署	平成 27 年 10 月 26 日	下呂警察署	平成 27 年 10 月 26 日

高山警察署	平成 27 年 10 月 26 日	飛騨警察署	平成 27 年 10 月 26 日
-------	-------------------	-------	-------------------

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
各務原警察署	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 411,696 円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車（評価額 510,000 円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	単身赴任手当の支給事務において、専ら自宅から通勤していたにもかかわらず、手当が支給されていたとして、職員から単身赴任手当 184,000 円が返還されているものがあった。当該職員は、公務の遂行上必要があるものとして警察署に隣接する待機宿舍に入居していたが、実際は概ね 10 日に 1 回程度しか宿舍に居住しておらず、警察署も職員の居住状況について把握していなかった。今後は、職員の労務管理を適正に行うとともに、手当の不適正支給防止に努められたい。
養老警察署	指摘事項	公務中の 2 件の交通事故について、損害賠償金として 427,423 円の費用負担が発生し、また、修繕料 221,366 円（うち相手方負担分 92,746 円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	保管していた証拠品車両を損傷させた 1 件の毀損事故について、損害賠償金として 488,696 円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣警察署	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 34,345 円の費用負担が発生し、また、修繕料 66,506 円（うち相手方負担分 63,204 円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
関警察署	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 166,762 円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
加茂警察署	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 1,355,202 円の費用負担が発生し、また、修繕料 374,871 円（うち相手方負担分 37,487 円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指摘事項	公務中の 2 件の交通事故について、損害賠償金として 2,273,566 円の費用負担が発生し、また、修繕料 149,508 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
下呂警察署	指導事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 30,145 円の費用負担が発生し、また、修繕料 79,054 円（うち相手方負担分 65,337 円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

11 その他（3 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
議会事務局	平成 27 年 10 月 26 日	選挙管理委員会可茂地 方事務局	平成 27 年 10 月 21 日
選挙管理委員会飛騨地 方事務局	平成 27 年 10 月 28 日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

平成二十七年十一月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社